

# ルールを守って 明るい選挙

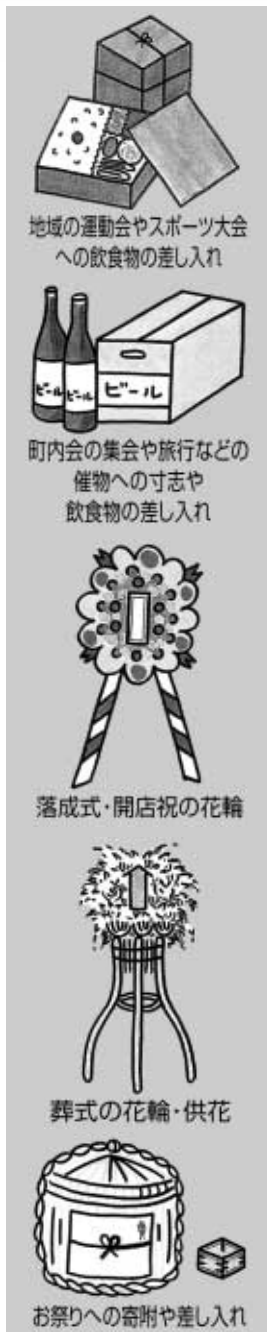
「明るい選挙」とは、投票する人が、買収などに惑わされず、利害などにとられることなく、自由な意思で投票し、選挙が公正に行われて、わたしたちの意思が政治に正しく反映される選挙のことをいいます。

「明るい選挙」の実現のためには、一人でも多くの有権者が投票に参加し、加えて選挙がきれいに行われることがたいせつですが、それにもまして、わたしたち一人ひとりが代表者としてふさわしい人を選ぶ“目”を持つことが欠くことのできない要件です。

ところで「三ない運動」という言葉がありますが、「三ない」とは、政治家の寄附について「贈らない・求めない・受け取らない」ということです。つまり、「三ない運動」とは、公職選挙法の政治家の寄附禁止の規定によって禁止されている行為をしないようにしようという運動で、「明るい選挙」推進運動の重要な目標となっています。



## みんなで徹底しよう「三ない運動」



- 1 政治家の寄附禁止  
政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。）は、いかなる名義をもつてするものであっても禁止されています。  
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも禁止されています。また、政治教育集会に関する実費の補償であっても、食事や食料の提供は禁止されています。
- 2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止  
有権者が政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。
- 3 後援団体の寄附の禁止  
後援団体（いわゆる後援会）が、花輪、香典、祝儀などを出すことも禁止されています。
- 4 時候のあいさつ状の禁止  
政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。
- 5 あいさつを目的とする有料公告の禁止  
政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すことは禁止されています。



## 寄附禁止のルール

問合せ 選挙管理委員会 内線342・344